

広島県商工会議所連合会
中小・小規模企業の経営力強化と
地域経済活性化の実現に関する決議

平成 29 年 11 月

広島商工会議所

要 望

わが国経済は、企業収益の拡大や雇用・所得環境の改善などから全体としては緩やかな回復基調が続いている。

しかしながら、他方では、人手不足の深刻化とそれに伴う賃金上昇圧力が中小企業の経営を圧迫しつつあり、地方における景気回復の実感が得られにくい状況となっている。

また、中小企業においては、今後5～10年間に団塊世代の経営者が大量に引退することが想定され、早急かつ円滑な事業承継を進めていかなければ、廃業による雇用の受け皿の喪失、地域経済の衰退を招きかねない。

このため、わが国の持続的な成長と地方創生を実現するためには、企業数の99.7%、雇用の7割を担い、付加価値の5割を生み出す中小企業・小規模事業者の成長を後押しすることが極めて重要である。

また、地域の活性化を図るためには、地域資源を発掘し、磨き上げ、組み合わせることで、地域に新たな産業や事業を起こす「地域の付加価値創造」に取り組む必要がある。

そのためには、地域の力を結集し、地域資源を活用した新商品・サービス開発から販路開拓、地域ブランド化に至るまで一貫した支援体制を構築するとともに、地域の価値を高めるまちづくりの推進、人流・物流を促進する社会資本の整備に力を注がなければならない。

以上のような観点に立ち、政策の実現にあたっては、3つの柱からなる施策を推進していただくことを強く要望する。

I. 中小・小規模企業の経営力強化に向けた支援

1. 人手不足対策と生産性向上に資するIT化の推進

深刻化する人手不足に対応し、生産性の向上を図るために、ITの導入が十分に進んでいない中小・小規模企業においてもITの活用が促進されるよう一層支援されたい。

- ① IoTやAI、クラウドサービス等の導入・活用事例を通じた周知・啓発の推進
- ② IT補助金の継続および活用事例の情報発信
- ③ インターネットモールなどITを活用した販路開拓への支援
- ④ 中小企業共通EDIの普及に向けた取り組み促進
- ⑤ 経営支援人材のスキル向上を図るIT研修の充実および経営指導員のITコーディネータ資格取得に係る費用補助制度の創設
- ⑥ 中小企業支援機関、IT支援人材、IT事業者の連携強化による支援体制の構築
- ⑦ 情報セキュリティ対策の啓発強化

2. 中小企業の人材確保、労働力不足問題への対応

わが国の雇用環境が大幅に改善する中、中小企業では人材確保が益々困難になってきている。また、人手不足に対応する防衛的な賃上げは中小企業の収益を圧迫し、地域経済に景気回復の恩恵が及ばない一つの要因ともなっている。このため中小企業の人材確保を支援するとともに、わが国の労働力不足に対応するため、以下を講じられたい。

- ①働き方改革（多様な働き方の実現）に取り組み、生産性の向上をめざす中小企業への支援
- ②中小企業に限り、インターンシップで得た学生情報を、学生が自ら希望する場合においては広報・採用選考活動解禁後に使用することを認めること
- ③非正規労働者の職業訓練と正規雇用化に資する「ジョブ・カード制度」の一層の推進
- ④「同一労働同一賃金」については、定義を明確化するとともに、ガイドライン（案）のグレーゾーンを明確化すること。また、関連法の改正にあたっては、企業へ与える影響の大きさに鑑み、施行まで十分な準備期間を確保すること
- ⑤罰則付き時間外労働の上限規制導入については、中小企業の体制が整うまで、施行まで十分な猶予期間を確保すること
- ⑥最低賃金の引き上げについては、厳しい環境にある中小企業の賃金支払い能力を考慮し慎重に判断すること

3. 事業承継ならびに創業の支援

経営者の年齢のピークは66歳に達しており、今後、多くの中小企業が事業承継のタイミングを迎えることから円滑な事業承継対策により一層取り組む必要がある。また、国が目指している開業率10%台の実現に向け、創業支援を強力に推進することが必要である。

(1) 事業承継への支援

- ①事業承継ガイドラインの周知や経営者の早期の気づきを促進する取り組みの強化
- ②今後5年程度を事業承継の集中実施期間とし、従来の事業承継支援に加えて、早期・計画的な事業承継準備、事業承継を見据えた経営改善、事業承継を契機とした後継者等による経営革新、事業再編・統合・共同化等への支援の実施
- ③平成29年4月から、事業承継税制・金融支援の認定や報告等に係る事務が都道府県へ移譲されたことに伴い、都道府県によって認定等に格差が生じることのないよう、国・都道府県における情報共有の徹底
- ④事業承継計画策定支援にかかる専門家費用等に対する補助の創設
- ⑤事業引継ぎ支援センター、中小企業再生支援協議会の機能強化

(2) 創業の支援

- ①「創業支援事業者補助金」、「創業補助金」の継続・拡充および「創業スクール」事業の再予算措置。
- ②創業補助金については、創業時期がそれぞれ異なることから、公募期間の延長、公募回数増加（もしくは随時募集）等、制度の柔軟な運用

- ③国や地方自治体による、開業間もない創業・ベンチャー企業へのトライアル発注制度の推進
- ④ワンストップで開業手続きを可能とする体制の整備
- ⑤中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対し、創業後5年間の法人税・社会保険料の減免措置の創設

4. 新たなチャレンジに向けた支援の拡充

経営資源に限りのある中小・小規模企業が新分野に進出することを一層強力に支援するとともに、地域の成長をリードする中堅企業への支援を拡充されたい。

- ①「ものづくり等補助金」(ものづくり・商業・サービス業新展開支援補助金)の継続
- ②「小規模事業者持続化補助金」の継続
- ③中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けた中堅企業が取り組む研究開発等に対する重点的な支援
- ④グローバルニッチトップ企業等への政府系金融機関による融資制度について、特色ある製品・サービスを通じて世界に存在感を示す中小企業への対応の拡充
- ⑤地域中核企業等への政府系金融機関等による融資制度について、将来的な地域経済への貢献を含めた候補企業への対応の拡充

5. E P A等の締結促進と海外展開の支援

中小企業の海外展開を促進するためには、国ごとに異なる貿易・投資手続きの簡素化や透明性の確保が求められる。ついては、以下を講じられたい。

- ①大枠合意に至った日EU・E P Aについて、署名に向けた協議を進めるとともに、協定署名後は、国内における批准手続きを速やかに進めること
- ②R C E P (東アジア地域包括的経済連携)や日中韓F T Aなどの広域的な経済連携をはじめ、交渉中の二国間E P Aを早期に締結すること
- ③T P Pについては、同協定の戦略的意義を踏まえ、11カ国による早期発効に向けた議論を加速させること
- ④各E P Aの原産地規則の統一など、中小企業が利用しやすい原産地証明制度の整備を図ること
- ⑤「海外ビジネス戦略推進支援事業」の事業化可能性調査(F/S)支援事業を拡充するとともに、1事業年度超の調査期間を認めるなど運用改善を図ること

6. 中小企業の取引適正化、官公需受注機会の確保

- ①大企業の「働き方改革」の影響による業務負荷や、不公正な取引条件などの下請け企業へのしわ寄せの防止、監督強化
- ②「未来志向型の取引慣行に向けて(世耕プラン)」に関して各業界で策定された自主行動計画のフォローアップによる実効性の確保

- ③平成 28 年 12 月の下請運用基準、下請振興基準、手形の通達を踏まえ、親事業者および下請事業者の調査による改善状況の確認（労務費上昇分の考慮を含む）および改善・是正の強化
- ④官公需における、中小企業・創業間もない企業の受注機会の十分な確保、および地方自治体における中小企業からの優先的な調達や適正な価格での発注の促進

7. 事業環境の整備と制度改革の推進

- ①社会保障制度は世代間における公平な負担の分担や受益者負担の適正な引き上げなど重点化・効率化を図り、事業主の社会保険料負担を軽減すること
また、少子化対策・子育て支援拡充のための必要財源は、あくまで財政の効率化を図り、公費によって賄うこと
- ②規制改革推進会議で重点分野とされた行政手続きについて、平成 32 年までにコストの 20%削減を確実に実行すること
- ③安全が確認された原子力発電所については、順次速やかに運転を再開すること
- ④「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」の官民一体による普及推進
- ⑤平成 32 年を目途に施行される改正民法（債権関係）に対応するため、専門家派遣やセミナー等の実施による改正内容の普及啓発

8. 小規模事業者の経営支援体制の強化

小規模事業者の経営力強化を支援するため、商工会議所等を中核とした支援体制と支援策を充実させることが必要である。ついては、以下を講じられたい。

（1）小規模事業者の経営計画の策定・実行支援の充実

- ①商工会議所が「経営発達支援計画」に基づき実施する小規模事業者の経営計画策定、販路開拓支援事業に対する支援の拡充（「経営発達支援計画」の認定数増に応じた予算の拡充等）
- ②経営改善普及事業予算の安定的な確保に向けた都道府県への強力な働きかけ

（2）マル経融資（小規模事業者経営改善資金）の一層の活用促進

- ①マル経融資制度の利用拡大に対応した予算枠の大幅拡充（適用利率の上昇抑制）
- ②現在講じられている特例措置の恒久化（融資金額 1,000 万円→2,000 万円など）
- ③サービス業のうち、特に労働集約的な業種である介護・福祉、情報サービス業などについて従業員 5 人超 20 人以下へも融資対象拡大

Ⅱ. 地方創生に向けた地域経済の底上げ・好循環の確立

1. 地方創生の基盤となる「まち」の再生・活性化

多くの地域では、空き地・空き店舗の存在やリーダー・担い手不足が、依然としてまちづくりの大きな課題となっている。消滅都市の発生を現実のものとしないうちにも「ひと・しごと」を支える基盤である「まち」の再生・活性化に向け、以下を講じられたい。

(1) 空き地・空き店舗等の利活用促進に向けた助成と制度の見直し

- ①老朽店舗の解体・修復や更地化を希望する所有者への解体費用等の助成制度の拡充
- ②商業地区における空き地・空き店舗の利活用に関する、建物改修費用の補助や固定資産税等の減免など、不動産所有者への支援措置の創設
- ③空き地・空き店舗を活用した交流施設の整備やリノベーション事業等を支援する「民間まちづくり活動促進事業」の拡充

(2) まちづくり会社等の事業推進主体への支援の拡充

- ①不動産管理や建築、法務、金融、商業経営、エリアマネジメントなど多様な分野の専門的な知見を有するOB人材等を組織化した人材データベースと派遣制度の構築
- ②事業推進組織であるまちづくり会社の活動基盤の強化（不動産取得税等の減免措置の創設など）

(3) 登記制度等の活用促進による土地・建物の所有者情報の明確化

- ①一定期間内に相続登記を行った者に対する相続税の一部控除や登録免許税の軽減、手続き費用の軽減措置の創設
- ②住民基本台帳法施行令に基づく被相続人の住所証明書類（住民票、戸籍の附票等）保存期間を閉鎖戸籍の保存期間と同等の150年間へ延長
- ③相続管財管理人制度や不在者財産管理人制度を活用する際の予納金への公的負担制度の創設
- ④民間専門人材の活用等による地籍調査の推進

(4) 「高度化事業（高度化資金）」の更なる拡充

高度経済成長期に国の高度化事業として進出が相次いだ「工業団地」「商業団地」等の集団化団地は、現在も県内の産業基盤を支え、地域経済の重要な役割を担っている。近年、施設の老朽化や耐震・省エネ等の環境変化への対応の遅れ等が課題となっているため、各都道府県の事情等により迅速な対応が困難な場合には国による融資を可能とする等、地域ニーズに応じたリニューアル等について検討し、当事業が円滑かつ確実に運用されるよう制度の拡充を講じられたい。

2. インバウンドの誘客力強化・国内観光の促進

観光は、地方創生の切り札となるものであり、特にインバウンドへの期待は大きい。国と地方自治体、官と民が協力して、受入体制を早急に強化することが不可欠である。また、インバウンドの強化は、宿泊施設の新設や更新、日本の観光資源の再発見など、国内観光の活性化にも寄与することから、インバウンドと国内観光は車の両輪として取り組むべきである。ついては、以下を講じられたい。

- ①公共交通機関、美術館・博物館、観光施設等で相互利用可能なＩＣカード・共通パスの導入推進、施設側における決済システム導入等に対する支援の強化
- ②飲食・宿泊業等によるＩＴ・クラウドサービスを活用した予約・顧客管理やＳＮＳによるプロモーション等に対する支援強化
- ③観光産業における外国人留学生の採用・定着促進に向けた在留資格の要件緩和、日本語研修・ビジネスマナー研修や中小企業との就職マッチング事業等への総合的な支援
- ④観光促進と衛生・安全の確保を両立させる民泊制度の官民一体による確立
- ⑤空き建築物の利活用促進に向けた空き家再生等推進事業の継続・拡充、ＰＰＰの活用促進
- ⑥広域連携による観光振興に係るキャンペーン・プロモーション費用等への支援拡充
- ⑦地方空港における着陸料軽減やＣＩＱ（税関・入管・検疫）体制の強化、外貨両替所設置に対する支援の拡充

3. 地域資源を活用した事業の創出・育成への支援

地方創生を具体的に進めるには、地域資源を活用した新商品・サービス開発から販路開拓、地域ブランド化までの一貫した支援が不可欠である。ついては、以下を講じられたい。

- ①地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト、ＪＡＰＡＮブランド育成支援事業、ふるさと名物応援事業補助金等の継続・拡充
- ②地域ブランドの確立支援として、地理的表示保護制度の対象となる農産品の範囲の拡大、非農林水産品への対象拡大
- ③農商工連携を通じた生産性向上に資するＩＴ化の取り組みへの支援
- ④国産木材の高付加価値化、利用拡大に向けた施策の一層の推進

4. ストック効果を重視した社会資本整備の推進

高規格幹線道路やクルーズ船に対応した港湾整備等は、交流人口・交流圏域の拡大による観光振興や企業立地に大きく寄与する。人流・物流の活発化による地方創生を実現するためには、ストック効果を重視した社会資本整備が求められるとともに、地域公共交通の維持・再生を図る必要がある。ついては、以下を講じられたい。

- ①高規格幹線道路のミッシングリンク解消や客船用港湾の整備促進など、ストック効果が大きい社会資本整備の促進

- ②地域鉄道や路線バス、コミュニティバス等の利便性向上に資する地域公共交通活性化・再生法等に基づく支援の着実な実施
- ③大規模災害時に安全・安心の確保を担う道路や鉄道等の着実な整備
- ④地域の防災拠点機能を担う商工会議所会館など中核施設の整備に対する支援
- ⑤広島空港へのアクセスの向上について

山陽自動車道は、広島市など、県内主要都市から広島空港までの主要ルートの一つであり、空港利用者の多くが利用している。

しかしながら、広島空港までのアクセス時間は、山陽自動車道における事故や渋滞、気象などに大きく影響を受けており、同ルートの利用に不安を抱く者は少なくない。

本ルートの円滑な交通は、多くの空港利用者の利便を増進するとともに、空港利用者数の増大へとつながるものと考えられる。

広島市など、県内主要都市から広島空港までのアクセス性向上に資する、山陽自動車道の円滑な交通について、必要な措置を講じられたい。

特に、再開発が進む広島駅周辺地区と広島空港を自動車専用道路で直結することで、高速性・定時性の確保につながる広島高速5号線をはじめ、広島空港へのアクセス向上に資する国道2号線東広島・安芸バイパス、道照交差点立体化、国道185号休山改良4車線化及び東広島・呉自動車道阿賀IC立体化についての整備促進、並びに広島熊野道路と黒瀬IC間を結ぶ県道矢野安浦線の整備促進（広島空港リムジンバスが通過できる環境整備）、また事故・渋滞発生時における道路利用者への速やかな情報提供（道路情報掲示板の拡充等）について特段のご配慮を賜りたい。

- ⑥港湾施設のバリアフリー化の推進について

高齢者や障害者が移動しやすく、快適に過ごすことができる交通インフラの整備が求められている。旅客船分野においても、近年、車椅子を利用する方や障害がある方、重い荷物を持った方などに配慮した最新のバリアフリー設備を備えた旅客船が続々と就航している。各港の港湾施設においても一層のバリアフリー化を推進されたい（旅客船ターミナルのバリアフリー化、ボーディングブリッジ等の整備など）。

Ⅲ. 中小企業の成長を後押しする税制の実現

1. 中小企業の価値ある事業を次世代に承継する税制の実現

現行の事業承継税制は、これまでの改正によって制度改善が図られ、適用件数は直近では増えているものの、年間500件程度に止まっており、今後、世代交代期を迎える中小企業者数が約20～30万存在すると言われる状況を踏まえれば、その数は極めて少ない。

国際的に見ても、わが国の事業承継税制は厳しい要件を課しており、中小企業の多様な事業承継の実態を踏まえて、本業に注力できる、グローバル水準の事業承継税制へと抜本的な要件緩和を図るべきである。

なお、中長期的には、中小企業が事業用資産を損なうことなく、十分な形で次世代に事業を承継できるよう、わが国の事業用資産の承継に係る非課税措置を実現すべきである。

(1) グローバル水準の事業承継税制の確立（現行制度の抜本的見直し）

- ①先代経営者および後継者における代表者要件、筆頭株主要件は撤廃し、経営に関与する取締役等が事業承継税制の適用対象となることを検討すべき
- ②納税猶予開始後5年経過時点で納税を免除するとともに、事業承継期間において、雇用維持要件を満たせなかった場合や猶予対象株式を一部譲渡した場合には、その割合に応じた納税猶予額分を納付する等の措置を講じるべき
- ③納税猶予の対象となる発行済議決権株式総数に係る上限（現行2/3まで）は撤廃し、全ての株式を対象とすべき
- ④事業承継税制が創設された当時とは、中小企業の雇用環境が大きく変化していることを踏まえ、雇用要件のあり方の見直しが必要

(2) 生前贈与に対するインセンティブの抜本的強化

- ①後継者に自社株を生前贈与する際、思い切った贈与税率の軽減あるいは株式評価減を講じるべき
- ②相続税の納税猶予割合の100%への引き上げ

(3) 取引相場のない株式の評価方法の見直し

取引相場のない株式の評価方法は、純資産価額方式のような企業の清算を前提とした評価方法に替えて、事業の継続を前提として、配当還元方式の適用拡大を図るべきである。

なお、当面の改善点として、地価高騰による資産評価の上昇から株価が想定外に高く評価されてしまうので、会社保有の土地について評価減を認めるべきである。

(4) 分散株式の集中化のための税制措置

安定的な事業継続を確保する観点から、分散した株式の集中化を図るため、特例的評価方式（配当還元方式）での買い取りを認めるとともに、発行会社が自社株式を買い取る場合の譲渡株主（個人）のみなし配当課税および譲渡者から残存株主へのみなし贈与課税の適用停止等の措置を講じる必要がある。

2. 中小企業の成長を後押しする税制措置

(1) 中小企業基本法を念頭においた税法の基準の拡大

税法上の中小法人の範囲は、法人税法において資本金1億円以下とされており、中小企業基本法上の中小企業の中には、支援対象にならない企業が存在することから、税法上の中小企業の基準について、資本金3億円以下まで拡大すべきである。

(2) 租税特別措置の中堅企業への適用拡大

地域経済を牽引する中堅企業（資本金3億円超10億円以下）の成長を後押しするため、中小企業向けの租税特別措置を適用拡大すべきである。

(3) 租税特別措置の延長・拡充

- ①所得拡大促進税制の適用要件の簡素化・延長

- ②雇用促進税制の延長・拡充
- ③少額減価償却資産の特例の拡充・本則化
- ④交際費課税の特例の拡充・延長

(4) 中小企業の経営基盤を毀損する税制措置への反対

- ①外形標準課税の適用拡大には反対
- ②中小企業の欠損金繰越控除の制限には反対
- ③同族会社の留保金課税は廃止すべき、中小企業への適用拡大には反対
- ④減価償却制度の定額法への統一は中小企業に多大な影響を及ぼすため反対

3. 消費税率引き上げに伴う課題

(1) 平成31年10月の消費税率10%への引き上げを確実に実施できる経済環境の整備

社会保障制度の持続のためには消費税率10%への引き上げは必要であり、「人口減少と超高齢化の加速」という構造的課題に直面する中で、少子化対策の実行のためにも、消費税の引き上げは必要である。

社会保障給付の一層の重点化・効率化を徹底するとともに、平成31年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

(2) 軽減税率制度の導入はゼロベースで見直し

軽減税率制度の導入は、社会保障財源を毀損すること、中小企業に過度な事務負担を強いることから導入すべきではなく、単一税率を維持すべきである。

低所得者対策は、真に必要な者に対して、所得に応じたきめ細かな給付措置で対応すべきである。

(3) インボイス制度は廃止を含め慎重に検討

インボイス制度は、全ての事業者に対して、経理・納税方法の変更を強いるもので広範な影響を及ぼすとともに、500万者を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがある。

まずは、消費税率10%へ引き上げ後、インボイス制度導入前に、免税事業者に対する価格転嫁支援や課税選択を促す施策の展開が必要である。その上で、免税事業者の課税選択の動向、価格転嫁、取引排除等の実態を徹底的に調査・検証し、廃止を含め、必要な措置を検討すべきである。

(4) 外税表示の恒久化

商工会議所の調査結果において、約5割の事業者が外税表示や税抜き価格の強調表示が有効な転嫁対策であったとの声が寄せられている。

このため、消費者の消費税への認識を高め、円滑な価格転嫁を実現するために、外税表示を認める措置を恒久化し、事業者が表示方法を選択できるようにすべきである。

4. 海運税制に係る特例措置の延長等について

(1) 国際船舶にかかる登録免許税の特例措置の拡充・延長

本制度（本則税率 4/1000 を 3.5/1000 に軽減）は、平成 30 年 3 月末をもって期限が到来するが、諸外国に比べ割高な国際船舶（日本籍船）の取得・保有にかかる諸税の軽減を図り、国際競争力の強化に資するため延長すべきである。

また、船舶貸渡業者（国内船主等）からの国際船舶の供給促進を図るべく、船舶貸渡業者が建造・取得する国際船舶の税率軽減（3/1000）を求める。

(2) 国際船舶にかかる固定資産税の特例措置の延長

本制度（国際船舶：課税標準 1/18）は平成 30 年 3 月末をもって期限が到来する。

船舶等の償却資産に対する課税は、国際的には異例の税制であり、先進主要国のほとんどは課税しておらず、厳しい国際競争に晒されている外航海運においては、日本籍船の国際競争の阻害要因となっている。また、償却資産に係る課税は海運業や特定の設備産業に偏重し、課税の中立性にも問題があることから、本来ならば抜本的な見直しを行うべきであるが、最低限の要望として現行制度の延長を求める。

(3) 内航貨物・旅客船の動力源に使用される軽油に係る軽油引取税（32.1 円/L）の特例措置の延長・恒久化

現在の内航貨物船の動力源に使用される軽油に係る軽油引取税（32.1 円/L）の課税免除の特例は、平成 30 年 3 月 31 日までとなっている。引き続き措置の延長・恒久化を求める。

5. その他の税制

(1) 商業地等に係る固定資産税の負担調整措置の見直しには反対

商業地等に係る固定資産税の負担調整措置を見直した場合、負担水準が 60%～70%にある土地を保有する企業は、負担水準の上限 70%まで引き上がり、地価の高い地域を中心に固定資産税の負担が急激に重くなる可能性がある。このため、現行の負担調整措置を継続すべきである。

(2) 自動車関係諸税の簡素化・負担軽減

欧米諸国と比べ複雑・過重な負担を課している自動車関係諸税については、平成 29 年度税制改正大綱において、「保有課税の総合的な見直し」が明記されており、簡素化・負担軽減の観点から抜本的に見直すべきである。

とりわけ、国際的にも過重な自動車税の「税率引下げ」や、課税根拠を喪失している自動車重量税の「当分の間税率」は早急に廃止すべきである。

(3) 軽油取引税の課税免除措置の恒久化（再掲）

道路使用に直接関連しない機械等の燃料として使用する軽油に係る軽油取引税の課税免除措置が平成 30 年 3 月末で廃止される。この課税免除措置は、公共交通を支える鉄道や船舶、製造業等に活用されるなど、当地域企業の経営安定に貢献している。

本措置の廃止は、措置を活用する事業者にとって大きな負担増となり、経営運営が一層厳しくなることは避けられず、地域経済にも深刻な影響を及ぼすものと懸念される。軽油取引税の課税免除の恒久化について措置を講じられたい。

(4) 所得控除制度の見直しに関する考え方

現行の所得控除制度（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除）は、累進税率の下では高所得世帯ほど税負担が軽減されており、多くの子育て層が含まれる低所得世帯（年収 300～400 万円）には税負担の軽減効果が小さい。

このため、所得控除制度の見直しにあたっては、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除を一本化し、所得額によらず税負担の軽減額が一定となる税額控除制度に移行すべきである。

以 上

平成 29 年 11 月 日

広島県商工会議所連合会

広島商工会議所	会頭	深山英樹
尾道商工会議所	会頭	福井弘
呉商工会議所	会頭	神津善三朗
福山商工会議所	会頭	林克士
三原商工会議所	会頭	勝村善博
府中商工会議所	会頭	北川祐治
三次商工会議所	会頭	細川喜一郎
庄原商工会議所	会頭	佐々木満
大竹商工会議所	会頭	望戸清彦
竹原商工会議所	会頭	山本静司
因島商工会議所	会頭	村上祐司
東広島商工会議所	会頭	木原和由
廿日市商工会議所	会頭	細川匡

【事務局】

広島県商工会議所連合会

〒730-8510 広島県広島市中区基町5-44

(広島商工会議所 会員部内 担当：伊木、寺西)

電話 (082) 222-6631

FAX (082) 222-6664